


# 当日配布

庁議付議事案書

開催・令和2年4月1日

所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う職員の海外旅行等の自粛を要請することに伴い、慶弔休暇のうち結婚休暇の取得期間について、その延長を図るための規則の改正を行う。						
2) 主な改正内容 慶弔休暇のうち結婚休暇の取得期間について、「結婚の日の1月後の日まで」とあるのを「海外旅行等自粛要請期間の末日の1年後の日まで」と取り扱う。						
3) 施行日等 公布の日から施行し、令和2年3月23日から適用する。						
4) 影響及び効果 職員が結婚休暇を無理なく取得することができる。						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過) 令和2年3月30日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。